

勸善懲惡 錦 官説 画 解

第十七號

何事にも常心を
用ゆる人ハ何れの
用にならぬものなり
西京四糸烏丸
兩替商某方へ
當四月廿二日の夜



強盗三人
踊り入家内
を探し正金
百円奪取て
立去りし其
翌朝カ両替
屋の主人府廳へ届け
出て申上り我等もて



盗人の造入一時の為小円金不似る銅物を造り置き置れば
昨夜の盗賊ハ右を以て欺き外一品も奪れり小きむと不是に依て
府廳ハカ銅物を以て手かりとて探索せられ不保して忽カ盜賊を
見じし其賊下京石不動町に住めり黒宮説蔵の兄弟はしとて

時習舎述

いさ木やま

出所

本町四月
藤井時習舎

80
75
70
65
60